

## 第27回 広島家庭裁判所委員会 議事概要

### 第1 開催日時

平成28年6月15日（水）午後3時から午後5時まで

### 第2 開催場所

広島家庭裁判所大会議室

### 第3 出席者

#### [委員]

鹿野伸二，佐田尾信作，杉山信作，武田信晃，武本三穂（新任），月村佳子，  
平谷優子，藤本光徳（新任），増田吉則（新任），湧田耕辰（五十音順，敬称略）

#### [説明者]

森本清美事務局長，松枝良和首席家庭裁判所調査官，松田剛家事首席書記官，  
奥谷智子少年首席書記官，山口賢二次席家庭裁判所調査官，横田幸男主任書記官，  
山下浩主任書記官，三宅雅也書記官

#### [事務担当者]

兒玉修之総務課長，福原美樹総務課課長補佐

### 第4 議事

#### 1 委員異動報告

#### 2 委員会の傍聴について

本日の委員会に広島弁護士会地家裁バックアップ委員会から申出のあった2人が傍  
聴することを許可した。

#### 3 開会宣言（総務課長）

#### 4 委員長挨拶

#### 5 委員挨拶，自己紹介

#### 6 議事

「成年後見制度における市民後見人について」

#### [委員長]

本日の議事に入る前に，前回の委員会についての報告を総務課長からさせていただ

きます。

[総務課長]

前回の委員会では「面会交流について」というテーマで、委員の皆様から、大変有意義な御意見等をいただきましたので、いただいた御意見を踏まえて職員の間で意見交換をしました。離婚した夫婦の間には様々な事情がありますが、現状では面会交流ができていない子どもたちであっても、長い目で見れば、非監護親との間でも何らかの関わりが持てるようになればよいという御意見はもつともであり、やはり子どもの利益については、中・長期的な展望をもって熟考する必要があることを再確認いたしました。離婚した夫婦が子どものために互いに尊重するという事は難しいことですが、子どもの健やかな成長を願う親の心が面会交流事件解決の本質的な形の一つであるということを念頭に、これからも事件解決に向けて取り組んでいきたいと考えています。

[委員長]

本日の委員会のテーマは「成年後見制度における市民後見人について」です。成年後見制度に関しましては、平成22年6月に開催された第15回家裁委員会において、「成年後見事件について」というテーマで協議をし、御意見をいただいております。その際にいただいた御意見がどのように活かされているかにつきましても、総務課長から報告をさせていただきます。

[総務課長]

第15回家裁委員会では、後見人の不正をどのように防ぐかという点と、申立てから開始・選任審判までの期間をいかに短縮するかという点について、御意見を聴かせていただきました。

一つ目の不正防止のうち、親族後見人選任事案における不正防止策としては、平成24年2月1日に導入された後見制度支援信託の利用が進められており、同制度の利用を前提とした手続を実施しております。また、不正を抑止し、その兆候を早期に発見する目的で、家庭裁判所による後見人等への監督のサイクルを、従前の2ないし3年程度から原則1年としました。更に、不正の兆候が見られる事案に対しては、被害

の拡大を防止する措置を迅速に執った上で、その後の対処を進める態勢を確立したところでは。

二つ目は、審理期間の短縮についてです。平成21年当時と昨年の全国の後見等事件の状況を比較すると、事件数が約1.27倍となっている一方で、審理期間は短縮しています。申立てから2か月以内での終局割合は、平成21年当時は約69.5パーセントでしたが、昨年は約76.2パーセントとなっています。短縮の要因としては、各裁判所での手続要領が確立されたことや事件数増加に伴う人的態勢の整備等が考えられるところです。

[委員長]

それでは、本日の議事に入りますが、まずは担当者から市民後見人の必要性について説明をさせていただきます。

(説明者は、後見事件の概況を紹介した上で、市民後見人とは何か及び市民後見人の活用の必要性について説明した。)

[委員長]

今、説明させていただいたことについて、御質問や御意見等、御自由に発言をお願いいたします。

[委員]

後見人にはどのような仕事があるのですか。例えば、金銭管理だけですか。

[説明者]

後見人の職務は幅広く、活動を一言で言うのは非常に難しいのですが、大きく分けると、本人の身上監護と、財産管理の二つに分けることができます。

身上監護というのは、本人の生活状況や入院の要否などといった観点で、本人の生活そのものを守っていくことが主なものです。食事の世話や、しもの世話をすることなどは含まれないと考えられています。

財産管理というのは、本人の財産を、本人に必要なものは使い、必要ないものには使わないということで、本人の財産を本人のために管理することです。具体的には、預金通帳等を保管して必要なものを支出することになります。もちろん、

家庭裁判所によって監督を受けることとなりますので、家庭裁判所に対し、少なくとも1年に1回、後見活動について御報告をいただいているのが現状です。

[委員]

私が広島市社会福祉協議会の「かけはし」で生活支援員をしていた人から聞いた話では、認知症の方の支援をしていたときは、朝から晩までずっと付いていないといけなような状態が続いて、そのうちに生活支援員の人が体調を崩されたということでした。そのようなことがありましたので、市民後見人に対してどこまでのことを要望されているのかというのが疑問だと思いました。

[委員長]

介護自体と身上監護の区別は難しいと思います。親族後見人であれば、親族が全部をみてしまうということがあると思いますが、例えば、専門職後見人が身上監護としてどの程度の活動をしているのかということなど、報告書の中で出てきておりますので、そのあたりを少し担当者から説明してもらえますか。

[説明者]

活動の内容は事案ごとにそれぞれ異なります。後見制度は、判断能力がない方というのが前提ですが、医学的に判断能力がないと言われる場合でも、とりあえず自宅で生活ができる人もいれば、施設に入らなければ生活が成り立たない方など様々です。いろいろな事情があつて大変だということは報告書に記載されていますが、専門職後見人の方などは、ヘルパーさんや親族等の協力を得ながら活動されているようです。

[委員]

身上監護ということは面倒を見ることなので、施設に入っておられることを前提にすると、施設の方が介護をされますので、あとは財産管理が中心になることとなります。ただ、施設に入れるかどうかは、介護認定の話であつて、介護認定に関して要介護にならなくても、後見相当という判断が出ることはあり得ることです。施設的环境がよければ要介護で後見相当だった方が、要支援認定になるかもしれないというのは、経験したことがあります。最初から在宅の方であれば、

やはり専門性のある方、今のお話では社会福祉士さんなどが関わられるということをご想定しておられるということだと思いますが、そういう必要がないような方であっても、市民後見人が選任された後に、だんだんと状況が変化してこられるということもあり得るわけで、そういったときに、施設に入るまでのつなぎの期間をどのように市民後見人を支援して差上げるのかですとか、そういったところが本当は検討されるべき問題になってくるのではないかと思います。

[委員長]

今のあたりは、後でもう少し議論するということにして、市民後見人の活用について、引き続き担当者から説明をさせていただきます。

(説明者は、家庭裁判所が考える市民後見人像、市民後見人の活用の要件等について説明した。)

[委員長]

説明をさせていただいたことについて、御質問等がありましたらお聞きしたいと思います。

[委員]

後見事件の概況説明では、平成27年度市町長申立てが121件ということでした。さきほどの説明によれば、認知症有病者数は、平成24年の約462万人が平成37年には約700万人になると推計されているデータがあり、1.5倍くらいに増えることが予想されています。市町村長申立てが1.5倍となれば約180件となりますが、現状の121件のうち、今、裁判所が提案された市民後見人像の条件を満たす方はどのくらいの数字が想定されるのかというところをまず伺いたいと思います。その上で、担い手などの検討をできればと思います。

[説明者]

申し訳ありませんが、正確な数字までは算定しておりません。実際に広島家庭裁判所本庁にも市町長からの申立ては多数ありますが、その中で、市民後見人の選任可能な事案は、それほど高い割合ではないと感じています。恐らく全体の2割から3割というところではないかと感じています。

[委員長]

先ほどの選任が相当な事案の要件のうち、どこで落ちる例が多いか分かりますか。

(注：説明において、選任が相当な事案として次の要件が示された。)

- ① 虐待、福祉的援助等の緊急な対応が必要ない
- ② 同居家族等の支援を視野に入れた後見活動が必要ない
- ③ 自傷他害の行為がない
- ④ 紛争性がない
- ⑤ 高度な専門知識を必要とする事務を要しない

[説明者]

比較的多いのは、もちろん親族の方が全くいないという案件ですが、親族の方がいない中でも、財産は比較的持っておられるという事案も少なくありません。財産の管理や場合によっては処分が必要な事案も、一応、所有名義はあるけれども、ほぼ本人にとって必要のない不動産の処分等が必要な事案も存在します。また、それ以外の親族の方がおられるにもかかわらず、市町の長が申し立てられる事案については、まさに虐待、あるいは虐待まで行かなくても、御本人に対しては放置を實際されている場合。その中でもさらに、財産がある方に関しては親族間紛争がある場合や、身体的な虐待ではないが財産的な虐待があるということで、市町の長が申立てをされる事案というのもあります。このように選任が相当ではない事案は、比較的割合が徐々に高くなっているという印象を受けております。

[委員]

ありがとうございます。

[委員長]

家庭裁判所から委員の方々の御意見を伺いたい点は、①広島家庭裁判所が考える「市民後見人の活用方法」について、②広島家庭裁判所としての「関係機関に対する働きかけ」についての2点です。先ほどの説明で、大阪では実際に活用がされているという話もありましたが、広島家庭裁判所としては、まさにこれから

どうしようかという状況です。広島家庭裁判所の考える市民後見人の要件は、先ほど説明したとおり、「①行政又はその委託機関の養成カリキュラムを修了し、所定の登録を受けている、②前記機関の継続的なサポートを受けることができる、③行政又はその委託機関の推薦を受けている。」と考えたところです。その中で、どういう人が後見人として適切と考えて選任するかは、裁判官の裁量なので、各裁判官が自分の判断でするところではありますが、どういう人がいいのかについて、国民の皆様の感覚というのも重要だと思います。限定的な厳しい要件にしたところですが、そうはいつでも、なかなかそれでは人が足りない、もっと幅広く求めてもいいのではないかと、という御意見などもあるかなと思います。どういう人に市民後見人になってもらいたいと考えられるか、どういう人でないと困るといふふうに考えられるかという、そのイメージ的なところを伺いたいのですが、いかがでしょうか。

[委員]

どういう方になってもらいたいかといえば、とても曖昧な言い方ですが、いい人になっていただきたいという感じはします。逆に、例えば、それを悪用したり、何らかの犯意を持って、被介護者に接触してくる人たちというのは、何かよくないことが起きる可能性があるのです。そういう人になってもらったら困るという思いはあります。それはすごく少ないケースかもしれませんが、やはりこういう制度が普及してくると、だんだんそういうところにつけ込んで目をつけてくる人もいますので、選任するときの有効なチェック手段を考えなければいけないかなという感じはします。

[委員長]

やはり財産を持っている人を狙ってその財産を取ろうというのが一番その典型だと思うのですが、それ以外に、具体的にこういう悪いパターンの人がいそうだとか、何か想定されることはありますか。

[委員]

もちろん虐待のようなことは困りますが、例えば、こういう成年後見人と高齢

者の世話をする業者が一体になった場合では、結構事件が生まれる土壌になってしまう部分もあると思うのです。もちろんほとんどの方は、ちゃんとされていると思うのですが、やはり報道機関のような仕事をしていると、いろいろな情報が持ち込まれることがあります。例えば、親を広島の高齢者施設に入所させていて、子どもたちの家族は広島から離れて暮らしているという場合などでは、日常的な親の面倒は施設の方が見ておられるわけです。ところが、親はかなり体力が弱っているはずなのに、施設での料金に散歩の料金がずいぶん加算されているという事例や、ぼけが入っていて株のことなど考えられる状態ではないはずなのに、今まで持っていた株を施設の人と一緒に金融機関へ行って全部売却した話などの情報に接することがあります。

ただ、それが実際に悪意を持ってされたのかどうかは、なかなか証明が難しいところがあるわけです。これから高齢社会になると、後見人の世話になる人もどんどん増えていくと思いますので、この後見制度を有効に機能させていくためにも、後見人になる人や運用の在り方について、しっかりチェックをしていかなければいけないと思います。そういう意味では、家庭裁判所だけではなく、行政機関も含めての取組が必要なのではないかという感じはしております。

[委員長]

問題のある人を選んではいけないとは思っているのですが、どうすればそれが見分けられるか、難しいところだと思っております。

[委員]

今は何でも地域に求められているように思いますが、例えば、身内の方が一番にするんだという方向性はないのでしょうか。私たちが今取り組んでいるのは、包括支援センターから頼まれているのですが、広島健康寿命が低くて100歳まで生きて寝たきりとかが多いから、地域で週に1回元気なお年寄りを集めて体操をしてやってくれというような依頼も受けています。

今の後見人のこともそうですが、何でも地域へ、地域へと持ってこられると、それはそれで頑張ろうとは思っているのですが、私たち自身の生活もあるしということ

で、不平不満が出てくるような節もあるのです。私たちもどう受けとめていいのかなど。後見人でも、例えば、いい人だ、悪い人だと言う前に、集まるのかなと思う気持ちがあるのです。誰がしてくださるのだろうという思いが、すごくしてありますが、皆さん、どうお考えになりますか。私は、何でも地域に返せばいいという今の社会の方向性や福祉のあり方に対し、やれることはできるけれども、やれないこともあるなという思いが、今、募っているのです。もう少し真剣に、まずは身内が看るものだという概念をと思うのですが、難しいのでしょうか。私はそこが疑問に思うのです。

[委員長]

親族による後見人が減って、専門職が増えている前提として、もちろん親族がもともといないという方もたくさんいらっしゃるのですが、親族はいらっしゃるけれども、自分たちでは無理だから第三者を選んでくださいという申立てもあります。そういうときに裁判所がどう選んでいくかということがあります。この点、国民の皆さんは、やっぱり親族でしょうという感覚が強いのか、親族で無理な人に押し付けるのはだめだろうと思われるのか、そのあたりの御意見を伺いたいと思います。そういう判断のときに裁判官としての一般的な考えとしてどうあるのかということがあると思いますが、実際の事案でどのように裁判官が考えているのか、少し説明してもらえますか。

[委員]

いろいろな理由があります。もともと広島に親はいるけど、自分たちは遠方にいる場合や、随分長い間離れている場合もありますし、自分たちも何かの問題を抱えているという合理的な理由を言われる方もいます。また、とにかくもう関わりたくないという理由の方もいます。

ただ一方で、やはり後見制度の利用を必要とされる方がいらっしゃるということになるとすると、裁判所としては、やはり事案を見て、紛争性や財産の内容、あるいはその人が抱えている問題として財産管理なのか、それとも身上監護なのか、そういうことを踏まえて、専門職の方にお問い合わせざるを得ない状況にはなっ

ているところが多いです。ただ、それが結局全部親族がいないからという形になるので、そういうことでずっとやっていていいのだろうかというところがあります。

恐らく親族の方がやっていただいたほうが、御本人も多分うれしいはずだと思います。申立書などを見ていると、なかなかそうはいかない事情があるものもあります。

[委員]

たくさんあるのですか。

[委員]

たくさんというわけでもないですけども、ただ、珍しいという感じでもありません。ですので、今は何とか後見人を何らかの形で探してお願いできているのですが、これがすごく増えてきたらどうなるだろうかというところはあるかと思えます。

[委員長]

裁判官の立場としては、やはり親族から自分たちができない事情を合理的に言われると、なかなかその人を選べません。そのレベルをどこに置くかという問題はあるかと思えますけれども。

[委員]

広島市と広島市教育委員会という2つの立場で、ちょっとお話しさせていただきます。多分行政が地域にお願いするというのが一番多いですね。学校も含め、教育委員会と市民局含めて考えると、先ほどの委員がおっしゃったように、民生委員、児童委員から始まって、自主防災会の組織だとかを地域へお願いすることが多いです。

学校関係では、やはり子どもの見守りですね。朝、通勤途中でも、毎朝同じ方が、同じ時刻に、雨が降ろうが、風が吹こうが、炎天下であろうが出ていただいている。帰りも、やっぱり見守りしていただいているのです。やはり地域で育つ子どもたちを何とか地域で健全に安全に育てていきたいというその思いだけで何

とか今もっているという状況だと思います。

この市民後見人についても、私がぱっと思いついたのは、言おうかと思ったら、先ほどの委員から言われましたので言いにくかったのですが、一番いいのは、被後見人の方が住んでらっしゃる地域で、一緒に過ごしておられる方が市民後見人になれば、一番理想的だろうと思うのです。適格性というまた別の問題があるのですが、やはり生活の場があるところで、その生活の状況をよく御存じの方が後見人としていらっしゃるっていうのが、被後見人にとっても非常に安心できるのかなというのは、イメージとしては思いました。

広島市の取組ですが、平成27年度に、広島市高齢者施策推進プランというのを作っておりまして、その中での施策の柱、大きな柱の一つに、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らしていくための環境づくりというものがあります。その中に、権利擁護の推進ということで、市の社会福祉協議会でも成年後見を担う人材を育てる体制を整えるということと、後見等の業務を適正に行うことができる担い手の育成をして、将来の市民後見人としての活動につなげる方策について検討するというのが、今の段階です。

また、広島市の市民後見人の育成・活用に関する懇談会を、平成26年の1月から今年の3月末までに5回開催して、ここでずっと議論を続けているような状況です。この会には家庭裁判所の職員の方にオブザーバーで出席していただいて、市民後見人の意義や制度について御説明いただいているようです。これは、審議会ではなく、意見交換とか情報交換の場になっていますので、それを踏まえて、広島市として育成について、今後、取りまとめていくというふうな手順になるだろうと思うのですが、一応、その方向性については着手しているという状況です。

ただ、前提として、冒頭申しましたように、地域にお願いしていることが本当にたくさんあります。それが、教育委員会から地域にお願いしていることもあれば、市民局からお願いしていることもあります。ほかの部署からお願いしていることは案外把握ができていないのです。ところが、受け手の地域というのは、全部受けておられるわけです。ですから、そこをやはり十分理解した上で、こう

いったシステムや制度を構築していかなければ、本当に趣旨が全うできない制度になるということを一番留意しなければならないと思っています。

それから、今は日本の枠組みの中でしか考えてないのですが、諸外国のこういう制度はどうなっているのでしょうか。市民後見人とか、どんな方が選任されているのか、育成制度や報酬はどうなっているのかなど、もし分かれば広い視野で考えるヒントになるかと思います。

[委員]

今の委員がおっしゃった市民後見人の育成・活用に関する広島市の懇談会については、私は市民後見人のことにそれほど詳しくなかったもので、弁護士会の関係委員会に尋ねて、参加している委員からの情報をもらいました。

まだ決まったというわけではないようですが、今はだいぶ具体的な形に固まりつつあるということで、基本的には、広島市社会福祉協議会が研修・育成を行い、人材をそこに確保して、社会福祉協議会のほうで、複数受任をしてみたり、事案によっては単独受任をしてみたりということで、バックアップができる体制を検討されているようです。ですから、前提としては、一般市民の方が研修に応募して、市民後見人になってもいいですよという形で登録をするという方向性のようなので、制度概要からすると、いきなり地域におりてきて、さあどうしようということにはならないような仕組みを検討されていると思われまます。研修についても、専門職後見人たちが研修に関わり、選考も行って人材を確保・登録するようなことも検討されているようです。

先ほど、数字からすると、平成37年に仮に1.5倍になるとすれば、そのうちの2割から3割だと、数十人、100人弱ぐらいなのかなというような数字の想定になりますけど、それぐらいの人が引き受け手として登録してくださるような制度設計を、広島市では模索していただく必要があるのかなというふうに思います。

ちょっと一つ、私のほうで意見を述べさせていただきたいのは、無償という問題です。市民の志であるがゆえに、無償というところは、一つの考え方なのかも

しれませんし、裁判所にそういう予算がないので、裁判所にそれを無償というのはどうなのでしょうかとと言っても、なかなか難しいことだと思います。

私も若干ですが、専門職後見で完全無償の後見を引き受けてやっていますが、その実情というのは、ゼロではなくてマイナスです。私は、未成年後見が多いので、未成年後見のほうを引き受けてやっておりますけれども、そうすると、子どもたちと会うために、例えば、ちょっとお茶しに行こうということにもなりますが、当然ながら、子どもにお金を出させるなんてあり得ないので、こちらで持つわけです。また、ちょっとどこかへ行ったらお土産を持っていったりもします。そのお金を請求するつもりはどこにもありませんけれども、それは、だからゼロではないんだというところは、前提としてあるかと思います。市民の方が寄り添って支援するに当たって、本当に一銭もかからないかというところ、そういうわけにはいかないだろうというところを、どうするかというところがあります。

未成年後見に関して、児童虐待防止事業というところにかかれば、行政からお金が出ています。その制度とパラレルのものを成年後見に作るというのは、多分、数字が大き過ぎてできないだろうというふうには思いますが、それでいいのかということについては、裁判所から言っていただけるかどうかというのはあるものの、やっぱり行政の責務としては、行政のほうで考えていただくべきものではないかというふうには、1点、思っています。

もう一つ、成年後見に関してずっと気になっているところというのは、保険です。未成年後見については、被後見人は、だんだん元気になって、場合によっては、いろんな活動をするかもしれないということで、平成24年から民法が変わって、複数未成年後見が認められて、弁護士後見ができるようになった時点で、日弁連は、弁護士が入れる保険を設けました。年間1万円ぐらいで、5億円ぐらいの保険に入るので。実際にそれを活用した例はないと聞いておりますが、成年後見の場合には、活動という意味では、だんだん低減されていきますけれども、例えば徘徊ですとか、そういう問題の場合に、最高裁の判例もあったような事例、あれは個別判断ですから、そういうリスクを低減するための保険をどうするのか

という問題は、厳然としてまだ残っていると思っていますし、実際に、身上監護面に関して、成年後見人の方に責任追及をされたとしたら、それは、誰がどのように対処するのかという問題は、実は、ものすごく大きな問題だろうというふうにも思っているところです。

そういったところについて、一つ一つ検討しながら、市民の方をお願いするならば、やはり選任される裁判所としての問題の洗い出しと、それに対して、裁判所が責任を持つというのはなかなか難しい分野について、問題提起をしていただきたいと思いますというふうに思っております。

[委員長]

報酬の問題は、後で議論したいと思います。

保険の問題は、かなり細かい問題になってくるので、そこまでたどり着くかわかりませんが、まず最初に、広島市の市民後見人の育成・活用に関する懇談会について情報をいただきました。これについては、裁判所のほうから直接出席もしておりますので、その辺で少し、今の委員の説明に加えて何か説明することはありますか。

[説明者]

私は第5回の懇談会にオブザーバーという立場で出席しました。

これまでは具体的な仕組みが示されていなかったようですが、第5回の懇談会では、広島市の施策推進として、広島市が検討している仕組みが具体的に示された上で懇談会の構成委員の方の意見を聞いたという形でしたので、大幅に前進しているのかなという印象を持ちました。

市民後見人の必要性については、家庭裁判所としても認識していますので、行政の取組を後押しすることの一つになればと思ひまして、広島家庭裁判所が今考えている市民後見人の形をお示しさせていただきました。ですから、議事録を見ただけでいただいたらわかるのですが、第1回から第4回に比べると、第5回の懇談会は随分進んでいくように家庭裁判所としても感じました。ただ、これが不定期にて開催されるもので、次回がいつ開催されるかについての情報がありませんが、

定期的に開催されて、早目に仕組みができればいいなと感じているところです。

また、先ほど御質問があった諸外国のことについてですが、もともと先進的なのはドイツだそうです。ドイツには、成年者世話法という法律に基づいて、世話人という人が、日本の後見人というような活動をされているようです。その中でも、市民後見人と同じような立場だと思われる無報酬の名誉職世話人というのが、職業世話人、これは、日本でいう専門職後見人だと思うのですが、それよりも優先的な地位にあるということが認められているというふうな文献があります。ドイツに限らず、イギリス、スウェーデン等でも、一般市民が成年後見人として活躍しているというような文献があります。

[委員長]

海外については、本当に文献上の知識ぐらいしかございませんので、申し訳ありません。

それから、広島市の活動を今ちょっと話してもらいましたが、ここは広島家庭裁判所ですので、広島県内全部を管轄している裁判所です。広島市以外のところで、行政が具体的に動いて裁判所に協力を求めているところはあまりないのでしょうか。

[説明者]

広島県内であれば、福山市が先進的な取組というか、仕組みを構築しております。新聞報道でもありましたが、現実に平成27年11月に市民後見人が選任されております。福山市の仕組みについても、基本的には市の委託によって、社会福祉協議会等が受託して、その中で、養成とか支援とかの仕組みを構築しているという情報を得ております。

福山市が中心に今やっておられますが、将来的にはそれを備後地区、尾道とか福山の付近の市町等と協力して、同じような体制を組めればというような動きがあるということは聞いております。

[委員長]

ですから、広島、福山という、県内でも大きい都市では、行政も具体的に動い

ている。周辺のところも、それで動いてくる可能性があります、その中で裁判所はどう関わっていくかというところを、今、裁判所が迷っているというか、考えているところですよ。

それでは、今、結構問題になり得るだろうということで、報酬の話ですけれども、現実にはマイナスなので、やはりボランティアといってもそれだけではやっていけないものではないのではないかという話です。ただ、報酬を余りはっきりすると、金もうけのために、それこそ業者と組むような危険性もあるのではないかという思いもあります。この辺については、皆様、どういうふうな感覚をお持ちなのでしょうか。

[委員]

私も最初にこれを聞かせていただいたときに、原則無報酬ということにすごく違和感を覚えました。今はものすごく人手不足ということが言われていまして、その中でこういうことをお願いするわけですよ。当然、さっき言われたような懸念事項もあるとは思いますが、今、ボランティアとかいろいろな地域とか、余りにもいい人に頼り過ぎているような気がするのです。額の多寡っていうのは、はっきり言って何千円とか、そういうレベルでもいいと思うのですが、やはり報酬は出すべきだと思います。これはれっきとした仕事だと思うのです。それに対して、当然の報酬は必要だろうと思いますし、人手不足がありながら、仕事につけてない人も、やっぱり中にはいらっしゃるので、こういう人の中でも、実際適任の方がいらっしゃるかもしれませんし、そういうふうに経済的にも回っていくような形で、そういう仕組みをするべきであって、例えば、消費税とか、今ありますけど、それをもし上げるのであれば、こういうところの資金に回すべきなんではないかなというふうに思います。

[委員]

私も、やはり報酬、無報酬というのは、ちょっとどうかなというところを思っているところがあります。私のほうでも精神疾患を抱えた方の御家族の方等と接することはあるのですが、そういった方で、特に高い倫理観をお持ちの方、今ま

さに求められている市民後見人像に適したような方であればあるほど、よりその責任感から、非常にいろんなことを被後見人に対してやってあげよう、やってあげようという気持ちから、非常に負担が増してしまっているという状況があると思います。

その中で、ちょっと話はずれますけど、例えば、介護のときに、親族介護の場合と、それから仕事として介護をしている方とでは、やはりスタンスというのがちょっと変わってくると思います。心理的な負担というのは、やはり違うものだろうというふうに思います。

同じように、市民後見人に関しましても、やはり報酬をいくらにするかというのは別として、仕事としてやるんだという形で、割り切った形である程度のスタンスを保つことができれば、市民後見人の方の心理的負担というのは、ある程度解消される部分もあるのではないかなと思います。

[委員]

報酬というときに、賃金と考えるか、ボランティアに対する謝金であると考えるか、必要経費と考えるか、お金に対する考え方で、少し立場が変わるんじゃないかなというふうに思います。

市民活動というのは、これは、労務になるのでしょうか。つまり、賃金の対象になるようなことなのか、それとも、自治活動の中でのボランティアと考えるのであれば、有償ボランティアというのもあり得ると思うのです。ですから、お金ゼロっていうのは、やはり何か無理があって、かえって危険なような気がしています。本当に100円でも500円でも、額の多寡ではなくって、やはりお金で、賃金として渡すのか、あるいは謝金として、感謝として渡すのか。何か、そのあたりの考えの整理があればいいのではないかな。

市民後見というときに、一般市民では、これは無理だろうという気がしてなくて、だけど、市民活動の中には社会貢献を求められている集団はいっぱいありますし、何かそういう機会を求めている企業だとか、大学とか、いろいろ機会を求めているところはあるので、集め方によれば、そういった力を活用できるの

ではないかなというふうに思います。

ということで、やはりボランティアのほうが、市民活動っていうときにはなじむような気がするのですが、無償ではなくて、やはり額の多寡ではなく、やはり有償で何らかの経費を用意する必要があるのではないかなと思います。

[委員]

社会福祉士とか、司法書士さんとか、弁護士さんとかは、どのようなことをされているのですか。私が知っている「かけはし」というところでは、認知症の方が生活支援員のところに本当にお金を毎日取りにくるのです。少しぼけている人に全部渡すわけにいかないから、要る分だけ渡すという形でやっているのですが、朝8時に来られたり、夜遅くに来られたりするのです、自分も生きているし自分の生活があるのに、向こうに振り回される精神的苦痛というのがあるわけです。だから、そのようなボランティアが、本当にできるのかどうか。日々の生活の中で、その人の人生を請負うような形になっているのです。「かけはし」がそのようだったので、市民後見人はどうなのか。あるいは、弁護士さんたちは、どのように認知症の方に対応して、どのような時間を使っているのかについて伺いたいと思います。

[委員長]

専門職後見人の場合、被後見人は施設に入っている場合が多いんですね。専門職後見人で被後見人が在宅というのは、どのくらいの事例がありますか。

[説明者]

報告書によると、専門職後見人の場合で、被後見人が施設に入っておられるときは施設のほうに。専門職後見人がいる場合で、被後見人が親族と同居しておられる場合は、その親族の方に。親族はいないけれども、ヘルパーさんなどに何らかの援助を受けている方は、ヘルパーさんに、それぞれお金を渡しているというような報告があります。

ですから、月1回の場合ももちろんあるでしょうし、1週間に1回の場合もあるかもしれませんし、もちろん毎日という事案も、中にはあるかもしれないです。

[委員長]

対応困難な方については、ヘルパーさんや親族がいる場合であっても、その人に後見人を任されるわけではないから、専門職後見人をつけるという事例が多いのかなという感じですかね。

[委員]

難しいですね。そのあたりの頻度とか、セッティングとか。

[委員長]

先ほどの委員のお話は、賃金か謝金かで性質は違うけれども、やはり無報酬はおかしい、有償だろうという御意見ですかね。

[委員]

そうですね。

[委員長]

こういう御意見が多い中で、裁判所が一応、無報酬を原則として広島市に対して示したというのは、それなりの何か理由、根拠があったのではないかと思われるのですが、その辺は、どういうことを考えていたのでしょうか。

[説明者]

もともと無報酬ということ考えたのは、基本的に、市民後見人を選任するのが相当な事案というのは、独居世帯とか、財産が少ない世帯の申立てが圧倒的に多いということから、実際の出所自体がない事案というのが多いのではないかとということと、あと、地域のいろいろな御意見をいただきましたけれども、地域の活動の中で、担っていただく趣旨からすると、ボランティア的な無報酬で活動していただくことがいいのではないかという考えを持って、お示したところです。ただ、やはり無報酬については、我々が説明をさせていただく中でも、必ずどよめきが起きまして、多分、なぜだというお気持ちがあるのだと思うので、これについては、考え方が非常に分かれるところかなというふうに考えております。

大阪市の事例は、基本的に無報酬であったり、例えば横浜市であれば、通常の半額という前提で、養成活動に入っておられるという情報もありますので、今現在は先ほどのような事情から無報酬ということを示させていただいておりますが、

今後、検討を要するのかなというふうには考えております。

[委員]

市民後見を仕事と考えるのか、あるいは労働と考えるのか、市民活動の一環と考えるのかで、報酬の対象になるのか、あるいは謝金の対象になるのか、そのこの区別が出てくると思います。

専門職ではない、親族でもないということ、残りの中からとなれば、市民活動の一環として、市民としての当然の務めとして、ボランティアとしての作業になるのではないかということになります、どちらで考えるかということかと思えます。

[委員長]

今のような問題提起の仕方、労働に対する賃金的なものなのか、それともボランティアに対する謝金としてのものなのか。ボランティア中心でも無報酬というのは違うだろう、謝金程度のものだろうなど、その辺についてはどういうふうに、ほかの委員の方はお考えになるんですか。

[委員]

報酬の件ですね。私は、素朴に疑問に思いましたのが、無報酬ということですか。これは、経費も計上できないということですか。

[委員長]

経費については、もちろん請求できます。

[委員]

経費は計上できるが、報酬がないということですね。そもそも市民後見人は、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づいている制度ですか。もしそういうことになると、それであってボランティア的というところが、ちょっと割り切れない気がしています。

[委員長]

その法律に基づいた制度ではなく、その法律ができる前からあったのですが、それを利用するための促進の法律ができたという形ですね。ただ、そういう意味

では、先ほどの委員から話があったように、やはりお金の出所です。裁判所にはないわけですから、行政のほうでそのお金は出してくれるのか。裁判所で無報酬としている大きな理由というのは、もともとお金がない、ないものについては払えないということなのです。

例えば、生活保護を受けている方であれば、生活保護の中の成年後見に対する報酬分をプラスするようなことも、若干あり得るらしいのですが、そうでもない人の場合には、持っていない場合に、裁判所が、そこに予算をつけて払うということはありません。そうすると、もうおっしゃったとおり、先ほどのように行政が予算を作っていくかどうかですよね。

[委員]

そうすると、結局、経費を計上できても取れないという問題につながるわけです。経費は、報酬決定申立てを裁判所に出すということはできるのですが、この制度で報酬なしと決めてしまうと、もうそれすら認められないというところなのです。今の制度では、報酬を求めることはできますが、広島以外のある裁判所からは、未成年後見人に関して、お金がないのだから報酬請求しないでくださいと言われたので、いや、幾ら少なくとも請求してみるくらいはいいのではないですかと、押し問答したというようなことも起きています。

私も、一度も報酬請求をせず、完全無報酬で未成年後見人をやったこともありますし、もう現実に専門職後見人である弁護士もボランティアのようにやっています。

これが賃金なのかというところですが、賃金として、最低賃金で計算をするのは、現実からすると非常に難しいところだと思います。先ほどの児童虐待防止施策の関係ですと、どれだけやっても、お金が出るのは月に2万円くらいです。それを報酬と見るのか、謝金と見るのか、有償ボランティアと見るのかは、私たちにはわかりませんが、そういうようなところが一つ数字としてはあります。それが、市民後見にふさわしい数字かどうかは、私には分かりませんが、でも、弁護士がやってもそのくらいというようなところではございます。

[委員長]

最終的に具体的な報酬請求という形になると、事件ごとの報酬請求の申立てに対して幾らが相当かというのは、裁判官が事案を見て判断するということになります。ただ、個別の事案の判断の前に、その市民後見人はどういう人と考えるかというときに、今日の話を伺っていると、原則無報酬というのは、ちょっと違うのかという気もしています。それを賃金というか、謝金というか、有償ボランティアと見るかはともかく、やはりある程度報酬というものがないと、逆に怖いのではないかと、無報酬というのは現実的ではないのではないかと皆さんの御意見という感覚は非常にわかりましたので、それを前提に、また裁判所のほうも考えていきたいと思えます。

そういう中で、今回、広島市で開催している市民後見人の育成・活用に関する懇談会に裁判所もオブザーバーとして参加いたしました。ほかの地域や周辺の市町からもそういう要望があるかもしれないと思っています。裁判所として、要請があったからといって全部参加できるとは限らないのですが、やはりそういう要請に対しては、積極的にかかわっていくことが必要だということでもよろしいでしょうか。それとも、あまり裁判所が、そういうところに出張っていくのは問題だとか、むしろ各行政に任せたいほうがいいという感じがあるのか、そのあたりはいかがでしょうか。行政主体で養成するところに関して、裁判所のスタンスをどうするのかというのは、非常に難しいところがあるのですが。

[委員]

今日の資料の中の、認知症有病者数が増加して1.5倍になることを一つの根拠にして、そのために市民後見人が必要だということに持ってくるのだと思うのですが、現実には、認知症患者が全体で1.5倍になるということは、要するに日本社会が全体でそのようになっていくということですから、今でも既に老老介護というのがあるように、被後見人も、後見人も、どちらも非常に高齢者で、あるいは極端なことを言えば、後見人でさえも少し認知症になっている人が含まれるといますか、そういうことにもなりかねないと思えますので、そういう意味では、

日本社会の今後の推移全体を見た上での必要性といたしますか、そういう、もう少し説得力のある説明資料が要るんじゃないかという気がしております。

[委員長]

制度自体が、まだまだ変わっていかないといけないというか、整備しなきゃいけないだろうという感覚はあるんですね。今の制度でどこまでできるかという。現実の事案でも、親族後見人になっておられた人たちが被後見人になるという状況も発生しています。

[委員]

平成29年から介護保険制度が変わりますので、要支援1・2は、もう地域に返すと。3まで返すと言われたかな。3から今の施設が利用できるというふうに言われているのです。だから、地域にそういう人たちをいかにして見てもらうかという課題を今いただいています。そういう人たちは、認知症が随分放置されているという可能性もあるので、そういう中で、今のような市民後見人を増やすことにどこまで対応できるのかという不安感を、私はすごく持っているのです。その人たちを見るのに、地域の人に頼むねという感じで、健康寿命を延ばしていく方向性でというふうに言われている中で、後見人制度っていうのもくるということで、私もちょっと興奮したのです。今からどんどん老人が地域に帰るような方向性に行くと思うのですが、私たちがだんだん年をとります。でも、今の若い人が、いかにして地域のボランティアに参加するかというと、決してそれはないのです。50代の方は勤めていますし、いくら民生委員になってくださいと言って誘っても、なり手がいないというような今の感じですが。そのような中で、私は今、すごく不安感を持っているのです。そのあたりの検討を踏まえながら、これから考えていただければと思います。

[委員長]

実は、問題が大き過ぎて、裁判所がどうやっても手が届かない範囲が多いという感じは持っていますけれども、その中でも、やはり周りを見ながら、裁判所はできる限りそれに沿った形で努力したいなどは思っております。

進行が悪くて、いろいろもっと伺うべきことを伺えなかったとは思いますが、この辺で終わりにさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

## 7 次回の予定等

### (1) テーマ

「調停の迅速化に関する方策」をテーマとする。

### (2) 期日等

平成29年1月12日（木）午後3時

（以 上）